

## 令和3年2月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年2月9日（火）午前10時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥  
教育長職務代理者 赤坂 敏明  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 甚野 益子  
委 員 石崎 貴朗
4. 説明のために出席した職員の職、氏名  
教育部長 本道 篤志  
スポーツ推進担当理事 樫葉 浩司  
教育総務課長 川崎 弘二  
教育総務課教職員担当参事 十河 統治  
教育総務課学校給食担当参事 田中 邦彦  
学校教育課長 木ノ元 直子  
学校教育課学校指導担当参事 和田 哲弥  
学校教育課人権教育担当参事 渡辺 健吾  
生涯学習課長 大引 要一  
青少年課長 中岡 俊夫  
スポーツ推進課長 山路 功三  
文化財保護課長 中岡 勝  
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 田倉 元
5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

## 議事日程

### (報告事項)

- 報告第3号 令和3年度当初予算における新規事業等について (教育総務課)  
報告第4号 教育委員会後援申請について  
報告第5号 教育委員会後援実施報告について
- 議案第1号 貸付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について (学校教育課)  
議案第2号 泉佐野市立小学校特認校設置要綱の一部改正について (学校教育課)  
議案第3号 泉佐野市学校医等の選任要綱の制定について (学校教育課)  
議案第4号 泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について (生涯学習課)

(午前10時00分開会)

## 奥教育長

ただ今から令和3年2月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はございません。

本日は中村委員が欠席しておりますが、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は山下委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、本日の審議に入ります前に、1月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、畑谷委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入りたいと思っております。

まず報告第3号「令和3年度当初予算における新規事業等について」を議題といたします。報告をお願いします。

## 川崎教育総務課長

報告第3号「令和3年度当初予算における新規事業等について」ご説明させていただきます。

資料は報告資料3-1、3-2をご覧ください。

令和3年度当初予算につきましては、この度、予算内示があり、3月定例市議会に上程いたします予算案がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

先ず、資料3-1でございますが、事業別予算の一覧表となっております。教育委員会が所管する全事業について、それぞれの事業名、令和3年度の当初予算内示額、令和2年度の予算額、前年度比較の増減額を千円単位で記載しております。

こちらは、時間の都合上、説明を省略させていただきますので、後程ご確認願ひします。

次に、資料3-2をご覧ください。

この資料につきましては、令和3年度において、新規事業として新たに計上しておりますものと、前年度からの継続事業のうち、それぞれの事業内容につきまして、特にご説明させていただくべきものを抜粋したものととなります。

こちらの方は、順にご説明させていただきます。

1番から11番は教育総務課所管の事業でございます。

1. 区分：継続 事業名：小学校施設整備事業 予算額：1千220万円

小学校に設置している遊具の点検及び維持管理業務を引き続き行うものです。

2. 区分：継続 事業名：小学校空調設備整備事業 予算額：2億8千388万4千円

小学校の体育館への空調整備を行うもので、令和3年度は、第一小学校、第二小学校、長坂小学校、長南小学校、中央小学校の整備を行う予定です。

3. 区分：新規 事業名：日新小学校整備事業 予算額：3千291万9千円

日新小学校の和式トイレを洋式化し、床面の湿式を乾式化するトイレ改修工事を行うものです。

4. 区分：新規 事業名：長坂小学校整備事業 予算額：947万1千円

3番と同じく、長坂小学校の和式トイレを洋式化し、床面の湿式を乾式化するトイレ改修工事を行うものです。

5. 区分：新規 事業名：中央小学校整備事業 予算額：4千487万8千円

これも同じく、中央小学校の和式トイレを洋式化し、床面の湿式を乾式化するトイレ改修工事を行うものです。

6. 区分：継続 事業名：中学校施設整備事業 予算額：490万円

中学校に設置している遊具の点検及び維持管理業務を引き続き行うものです。

7. 区分：継続 事業名：中学校空調整備事業 予算額：1億223万7千円

中学校の体育館への空調整備を行うもので、令和3年度は、日根野中学校の整備を行う予定です。

8. 区分：継続 事業名：中学校屋外照明整備事業 予算額：5千636万6千円

中学校のグラウンドに屋外照明設備を設置するもので、令和3年度は、新池中学校の整備を行う予定です。

9. 区分：新規 事業名：佐野中学校整備事業 予算額：451万2千円

中央小学校の和式トイレを洋式化し、床面の湿式を乾式化するトイレ改修工事の実施設計を行うものです。

10. 区分：継続 事業名：給食事業 予算額：1億6千497万1千円

感染症対策として、小学校へのパンの個包装を行うとともに、引き続き、給食費無償化に伴う学校給食費の補助を行うものです。

11. 区分：継続 事業名：中学校給食事業 予算額：8千890万5千円

10番と同じく、給食費無償化に伴う学校給食費の補助を行うものです。

続いて、12番から17番は生涯学習課所管の事業でございます。

12. 区分：継続 事業名：社会教育団体支援事業 予算額：50万6千円

泉佐野市少年少女合唱団の制服を一部買い替えるものです。

13. 区分：継続 事業名：図書館管理運営事業 予算額：12万7千円

市内のすべての小学1年生に「泉佐野こども読書通帳」を配布し、子どもたちの読書活動の推進を図るとともに、その他図書館の利用者に「泉佐野読書通帳」を配布することで市民の読書活動の推進も図るものです。

14. 区分：継続 事業名：図書館管理運営事業 予算額：1億3千428万9千円

令和3年度から令和7年度までの5か年の図書館指定管理委託料です。

15. 区分：継続 事業名：図書館管理運営事業 予算額：59万4千円

泉佐野駅切符売り場付近に設置する専用ロッカーにより予約本貸出しの運営を委託するものです。

16. 区分：新規 事業名：生涯学習センター車両管理事業 予算額：12万4千円

生涯学習課が所管する公用車の維持整備を行うものです。

17. 区分：新規 事業名：佐野公民館整備事業 予算額：495万円

佐野公民館の老朽化したエレベーター設備の改修を行うものです。

続いて、18番は青少年課所管の事業でございます。

18. 区分：継続 事業名：青少年健全育成事業 予算額：1千474万3千円

自学自習支援業務の移管を受けたことにより、新たに業務委託を行うための費用が増額となるものです。

最後に、19番から21番はスポーツ推進課所管の事業でございます。

19. 区分：継続 事業名：スポーツ振興事業 予算額：1千200万円

新型コロナウイルス感染症のため延期となった東京2020オリンピック競技大会の聖火リレーを泉佐野市で実施する予定です。

20. 区分：継続 事業名：市営プール管理運営事業 予算額：3千982万6千円

指定管理業者により、市営プール及び学校プールを合わせた15プールの一般開放事業を行うものです。

21. 区分：新規 事業名：市営プール（第一小学校プール）整備事業

予算額：4億7千705万5千円

第一小学校付近のりんくう野出緑地内に市営プールを整備するもので、令和4年度に利用開始を予定するものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

畑谷委員

10番パン個包装経費で186万4千円とありますが、今の給食のパンはパン屋さんから購入しているのですよね。それは個別包装されていないのですか。

田中教育総務課学校給食担当参事

コロナの関係で個別包装をする前は、小学校はクラス分の箱に入っていて、そこに大きな袋にまとめて入れていました。中学校は以前から個包装をやっております。

畑谷委員

各小学校にパンの個別包装をする機械を置くということですか。

田中教育総務課学校給食担当参事

業者のほうで、入れていただいて持って来ていただくようになっています。

畑谷委員

個別包装をする機械を業者に買い与えるということでしょうか。

田中教育総務課学校給食担当参事

もともと機械はありますので、袋代だけかかるということです。

奥教育長

他にございませんか。

山下委員

21番のプールですが、他のプールに比べたらとても高いですし、どうして少人数の学校に7コースのプールが必要なのですか。

山路スポーツ推進課長

今、各学校にプールが造られていってございまして、第一小学校のほうでも当初は学校内ということでしたが、泉佐野市の山側には幼児用と25mプール7コースの日根野プールがあり、子どもたちの利用が令和元年度は多くて、海側のほうでも同規模のプールをということになりました。山下委員がおっしゃったように小学校の児童数から考えると、なぜというのはよくわかるのですが、山側と海側で市営プールということで、子どもたちの利用を見込んでの建設ということでご理解をいただきましたらと思います。

榎葉スポーツ推進担当理事

ただいま課長より報告しましたように今回市営プールという事ですが、現在小さいお子様連れの方に使っていただけるような幼児プールは、佐野中学校にもあるにはあるのですが、非常に狭く、日根野プールには滑り台もあり、そういった利用者の方が多く、駐車場も限られていますので結構混雑するため、もう一か所必要ではないかということになりました。このプールにつきましては、面積に余裕もございまして、駐車場も併せて整備をさせていただくということと、また既に整備された緑地帯のため中に下水管が入っていたりしておりますのでその移設が必要になり、金額が高くなってしまったというところがございまして、ご理解のほどよろしくお願い致します。

甚野委員

このプールは屋外プールですか。年間で使用できる期間は7月8月の2カ月でしょうか。泉佐野市の温水プールは健康増進センターのみで、他のプールはすべて屋外ということですか。

山路スポーツ推進課長

はい。そうです。

奥教育長

他にございませんか。

赤坂委員

18番青少年健全育成事業の予算が4倍くらいになっていますね。これは18番の事業が増えた分と理解してよろしいですか。

中岡青少年課長

青少年健全育成事業は生涯学習課から青少年課へ移管したために青少年課にいままでその予算が無かったため増額になっているということでございます。

赤坂委員

移管分の金額がそのまま載っているということですね。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第3号を終わります。

次に、報告第4号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

川崎教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料4に基づいて説明。

新規4件、継続2件、計6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

赤坂委員

日本太鼓財団大阪府支部の住所はどこですか。

#### 大引生涯学習課長

日本太鼓財団大阪府支部は日根野にあります。清光会さんの和太鼓 韻さんが大阪府支部の事務局としてやられています。

#### 奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第4号を終わります。

次に、報告第5号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

#### 川崎教育総務課長

報告第5号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料5「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回5件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第5をもって報告にかえさせていただきます。

#### 奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第5号を終わります。

続いて議案審議に移ります。

議案第1号「貸付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」を議題といたします。

説明をお願いします。

#### 木ノ元学校教育課長

議案第1号「貸付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」ご説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。第9条を変更しています。

今回の主な改正内容は、貸付方法を、現状年3回（5・10・1月）から、原則年3回とし、申請者が理由を付して一括貸付を申請し、かつ、教育委員会が認めた場合は、一括貸付を行うことができるものとしています。

改正理由は、経済的支援をより効果的に行うことができるよう貸付方法の選択肢を広げるものです。

説明は、以上です。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

赤坂委員

一括で貸付けることに対しては良いと思うのですが、その辺の需要があるのかどうか、また認められる範囲について、マニュアルを持っておられるのかお聞きしたいのですが、いかがですか。

木ノ元学校教育課長

1点目のご質問につきましては2つの理由がございます。1つ目は本年度緊急対応ということで行いましたコロナ関係に係る保護者の方々の経済的支援ということで、本年度は一括貸付ということで申請を行ったところ、3件実績がございましたので、今後も恐らく必要であろうということで要綱の改正をしたいということでした。

2つ目の理由としては、奨学金の対象が大学等と高校等と大きく分けて二つあります。高校等につきましては、国の事業等ということで授業料の無償化であったり、大阪府の就学の為の給付金制度等、新たな制度が拡充してまいりましたので、現状は本市が設けております月5,000円という貸付自体が今の実情に即していないと感じております。と言いますのも、この国府の制度ができた後、高校の申請者が0になっておりますので、そういったところを含めまして高校生をお持ちの保護者の方々が今何を求めているのかを考えたときに、準備金ではありませんが、やはり一括で支給するというところにもニーズがあるのではないかと推測されましたので、今回改正させていただいた次第です。

2つ目のご質問につきまして、まずマニュアル等につきましては設けておりません。と申しますのもこれまで通り、教育委員の先生方に毎年奨学金の貸付についての選定委員というところをお願いしておりますので、申請者の方が理由を付していただくことを求めていますので、その理由も含めて選定した上で、貸付方法が通常通りなのか、一括でする必要があるのかも併せてご審議のほういただければと思っておりますので、そういった意味でマニュアル等は設けておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

赤坂委員

ということは、一括の希望者を事務局では篩にかけずに選定委員会にかけるということですか。

木ノ元学校教育課長

まず申請の書式も新たに申請理由を付している形に改正を行っておりますので、その所定の内容通りに申請者が記載をされているか、書類の手続きが取られているかについては例年通り事務局のほうで審査等を行いたいと思っております。理由等につきましては、そういった所を整理した上で、選定委員会用に事務局のほうでまとめまして、説明をさせていただくということです。あくまでも事務局の方では、判断はしないという形で委員会にお諮りしたいと思っております。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第1号「貸付型奨学金事務取扱要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。



(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第2号「泉佐野市立小学校特認校設置要綱の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

議案第2号「泉佐野市立小学校特認校設置要綱の一部改正について」ご説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

第4条に原則として、本市に在住しかつ翌年度小学校へ入学予定の児童を有する保護者、または、新たに本市へ転入、かつ、本市内の小学校へ編入予定の児童を有する保護者であること」を新たに追加しています。

その理由としまして、各小学校では「めざすこども像」を設定し、6年間の教育課程を見据え、学力向上や生活指導等、仲間づくり等様々な教育活動を実施しております。また、現行制度として、4年目を迎え、特認校制度が定着してきたためです。

なお附則としまして、施行日を本日としています

説明は、以上です。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

学年途中を認めていましたが、特認校の意義を理解していただいて6年間過ごしていただくのが筋でございますので、学年が上がってからということがないようにしていきたいと。もちろん他市から来られた人については学年途中でも可能ということでございます。

甚野委員

泉佐野市に住みながらA校からB校へ6年間の間で移動することはできないということでしょうか。

木ノ元学校教育課長

現状の制度におきましては、学年の切れ目で保護者の方が申請をすれば可能でありました。と申しますのも、大木小学校は従前より特認校という形でしたが、佐野台小学校と第三小学校につきましては追加で2校特認校に制定いたしましたので、その時にはやはりそういった2校の教育方針に賛同された保護者の方、在校生の方であっての受け付けるということで行っておりました。2校が追加されて4年目を迎えましたが、今年度募集を行いました時に新たな課題が見えて参りました。教育目的に賛同するというのもあるのですが、中学校への進学を視野に入れた中で特認校の小学校から申請があればその校区の中学校へ進学できるという制度になっておりますので、そこを視野

に入れて5年生6年生の保護者の方からの申請ができてきて、受け入れる学校につきましても、その子供たちの成長を6年間見ながら教育活動を行っているわけですが、果たして最終学年で対応できる教育を提供することができるのかなどいろいろな課題が見えてきましたので、全く受け付けられないということではありませんが、原則入学時に限るという形にさせていただきたいということで、原則を設けているということでご理解をいただきたいと思います。

甚野委員

途中で学校が変わると教育の方針の流れが途中で切れてしまうかもしれないという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

奥教育長

特認校ということで特色を活かしながらということを位置づけていますので、そのことをしっかり理解していただいているのですけれども、それは6年間過ごしていただくことが本筋でございますので、新たに入学の時だけという選択でお願いしたいということです。

甚野委員

ということは逆に5年生6年生の時期に転校する子どもさんが増えつつある傾向があったということでしょうか。

木ノ元学校教育課長

おっしゃるとおりです。面接のときにお話を聞くには、そういったところ直接おっしゃることはまず無いので、なかなか篩にかけるのも難しいのですが、第一声を聞く中にはそもそも特認校の特色よりは中学校を視野に入れて選択をするような声も聞こえる中で、改めて特認校の制度を現状に応じた形で改正をしていきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第2号「泉佐野市立小学校特認校設置要綱の一部改正について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号「泉佐野市学校医等の選任要綱の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

木ノ元学校教育課長

議案第3号「泉佐野市学校医等の選任要綱の制定について」ご説明させていただきます。

この要綱は、第1条から第8条まで、これまで、学校教育課が行ってまいりました、市内小中学校の校医等の委嘱について、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会及び泉佐野薬剤師会からの推薦をもって行ってまいりました内容を、要綱として取り纏め制定しているものです。

配置基準として、第2条第2項に示しています、「原則として1人1校とする。ただし、大規模校（在籍児童生徒数701名以上の学校をいう。）は、学校医及び学校歯科医については各々2名とする」に基づいてまいりました。この配置基準は、予算算定時における基準として、これまで用いてまいりました。

本市では、現在、第二小学校、日根野小学校、佐野中学校の3校が2名配置となっています。

令和2年度より、第二小学校、佐野中学校の2校の児童生徒在籍数が700名を満たしておらず、令和3年度も同様に700名以下の予定であるため、校医等の委嘱は、1名配置となります。

説明は、以上です。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、学校教育課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

700名を下回ったとは言え、検診等々で1名にしても差支えないのですよね。

木ノ元学校教育課長

それについては、校医の先生方、歯科医の先生方のご負担を伴うところがございますので、本日のご承認をいただいた後、4月までの間、丁寧に説明をさせていただきながら、ご理解を得られるようにという事で担当課と調整を図っていきたいと思っております。

赤坂委員

701名以上という規定は、国や府の基準に沿っているのですか。

木ノ元学校教育課長

私も今回の制定にあたりまして、過去を紐解いたわけですが、赤坂委員のおっしゃられたような基準は特に国府のほうからは設けられておりませんでした。おそらく、この近隣の各市町村の独自の判断というところで、それぞれが独自に設定を行っているところかなと理解しております。

本市につきましては、700名というところの根拠が正直ございません。ただ、財政当局とのやり取りの中で、700名というのがこれまでの実務の基準としてありましたので、それを継承していくということで、ご理解いただければと思います。

赤坂委員

700名以下の学校ではそれに対応していたので、700名を下回ったので2人が1人になった支障はきたさないということですが、少子化の流れを止めることはできないので、医師会とかそれから予算上の編成の都合もあるのですが、700名の根拠がないと言われればどこに基準をもっていったらいいのかという疑問は残りますが、現状は700名を切ったら1人という制度でいかないとしようがないかなと思います。

三師会以外の医師、薬剤師も逆に存在しているということになるのですが、その医師や薬剤師が学校医や学校の薬剤師に協力したいという希望を持って、これは三師会に入っていなければ駄目ということですか。

木ノ元学校教育課長

推薦という形を持って委嘱させていただいておりますので、登録をされていないドクターや歯科医、薬剤師の先生がおられるかどうかは、勉強不足で把握できていないのですが、原則はそれぞれの団体様からのご推薦をいただいた上でという形を取らせていただいております。

赤坂委員

三師会からの推薦ではなく、三師会の会員から推薦があがってくるということは、三師会からの推薦という項目がなければ、三師会が独自の判断で、会員であろうがなかろうが、選んできてその推薦を受けるということですが、三師会の会員より推薦をもらうということは完全に三師会の会員しか駄目という解釈でよろしいのですよね。

木ノ元学校教育課長

おっしゃる通りです。

赤坂委員

独占禁止法には当たらないのですよね。

木ノ元学校教育課長

地域の医療等へのところに委ねているところもこれまでもあったのかと思いますので、個人の方々へ依頼というよりは逆に会員に所属されている団体さんのほうからの申請をもっていう形で、泉佐野市内の小中学校の校医をお願いするという意味があって、これまでもそのようにさせていただいていたのかなと、そういった理解で考えております。

赤坂委員

「三師会の会員より」という文言を外して、「三師会の推薦により」としていただいた方が、無難ではないかと思うのですが。

奥教育長

これまでは、会員さんの中から三師会に対して推薦を受けてということだったのですよね。会員以外の人を推薦することは無かったのですね。

赤坂委員

そこに門戸を開けという訳ではないのですが。三師会から推薦をもらうのだから、三師会の会員という項目をわざわざ書かなくてもいいのではないかと。強いて、拘りはないのですが。

木ノ元学校教育課長

三師会の団体の事務局長様との調整で現在行っておりまして、ご意見をいただいたことを踏まえて、文言につきましても事前にお諮りをさせていただいた上でということですので、いただいたご意見をもとにまた改めて、修正をさせていただいて、然るべき時期にまた報告をさせていただきたいと思っております。

赤坂委員

三師会の推薦をいただくわけですから、ここに三師会の会員よりという項目はいらないだろうという意見です。

木ノ元学校教育課長

それではまずは削除させていただきまして、三師会の事務局長様にお声がけをしまして、「会員」という文言を入れるかどうかを調整させていただきます。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、この件につきましては、継続審議にして、また改めて示していただくということでもよろしいですか。

それでは、議案第3号「泉佐野市学校医等の選任要綱の制定について」は、確認をしていただくことを前提として、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第4号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

大引生涯学習課長

議案第4号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。今回の一部改正は、令和3年度指定管理者の決定をもちまして、中央図書館の休館日について改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

現行の第5条第1号から第5号中は、中央図書館、各公民館図書室の休館日を記載しております。

まず、第1号では日曜日が休館日となる北部公民館図書室以外の中央図書館、各公民館図書室の休館日を「月曜日」となることを記載しております。第2号では、全館の年末年始の休館日を記載しております。第3号では、祝日は休館になる旨の記載と、北部以外の中央図書館、各公民館図書室は、月曜日が祝日になる場合は祝日と翌火曜日も休館となる記載と、日曜日が祝日になる場合は日曜日は開館し、翌月曜日の振り替え休日と翌々日火曜日が休館になる旨を記載しております。第4号では、毎年1月4日と毎月最終木曜日を図書整理日として休館となることを記載しております。第5号では、毎年実施しております蔵書点検に係る特別整理期間（年間15日以内）を記載しております。

以上、現行の休館日の規則をご説明いたしましたが、その中の第3号の祝日の部分で、平成28年度から令和2年度末の5年間については、指定管理者の提案で中央図書館のみ祝日を閉館しております。また、令和3年度から令和7年度の次期指定管理期間についても、次期指定管理者から中央図書館のみですが、祝日を閉館する提案がございました。結果、現状5年、向こう5年の10年間、中央図書館を祝日も閉館することになりますので、市の法規上、指定管理者の承諾のもと、施行規則も改正することが最良と考え、本議案を提案させていただきます。また、文書表記では理解しづらい部分もありましたので、改正後（案）のとおり、各館の休館日を別表に変更させていただきます。

それでは、改正（案）の別表について説明いたします。

まず、中央図書館については、(1) 月曜日が休館日となります。ただし、月曜日が祝日になる場合は翌火曜日が休館となる旨を記載しております。

(2) 12月29日から1月3日までの年末年始の休館日、(3) 図書整理日として、1月4日と毎月最終木曜日の休館日、(4) 概ね6月中旬から月末まで作業する「蔵書点検」に係る特別整理期間（年間15日以内）の休館日を記載しております。

中央図書館の現行規則から祝日の記載を削除し、改定案に反映させております。

続きまして、佐野・長南・日根野公民館図書室、北部公民館図書室については、各公民館の休館日に図書館特有の図書整理日に係る休館を追記して記載しております。

佐野・長南・日根野公民館図書室については、(1) 月曜日が休館日、(2) 祝日が休館日となり、月曜日が祝日になる場合は祝日と翌火曜日も休館、日曜日が祝日になる場合は日曜日は開館し、翌月曜日の振り替え休日と翌々日火曜日が休館となる旨を記載しております。(3)～(5)の記載については、中央図書館と同じとなります。また、北部公民館図書室については、(1) 日曜日と(2) 祝日が休館日となり、(3)～(5)の記載については、中央図書館と同じとなります。

なお、本施行規則の施行は、令和3年4月1日からとするものです。

説明は以上のとおりです。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、生涯学習課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

甚野委員

公民館をよく利用しておりますが、水曜・木曜・金曜・土曜については、一切祝日のお休みの有無で影響はないのですが、火曜日だけすごく年間の日数が少なくなってしまうので、不公平感が出ているようですが、火曜日に集中しないで他の曜日に分散させていただいて、年間同じ回数を使用できるようにするのはどうでしょうか。

大引生涯学習課長

当然そのご意見もいただいております、どちらかという公民館側の施行規則についてそのようなご意見をお聞きしております。結果的に、後からハッピーマンデーができた関係で月曜日が祭日になることが多く、もともとの直営時代の稼働日数と指定管理の外部委託する時の稼働日数を序列を合すがために、直営時代にしていた祭日が月曜日に当たる場合、その翌火曜日もお休みになるというのが踏襲されていまして、それがハッピーマンデーの括りですときています。そのため火曜日がどうしても不公平感があるというご意見をたくさんお受けしております。

次年度は随意契約になりますので、そのまま踏襲されると思うのですが、その次の指定管理期間は当然同じ様に提案協議として出させていただきますので、その時に提案者の中からその旨改正できるような方へ仕様書としては導いていきたいかなと思っております。

開館日数を増えますと委託料が膨れ上がりますので、甚野委員がおっしゃるようにその部分を例えば祭日の月曜日の翌火曜日ではなく、その月の最終何曜日のように上手に振り分けることができれば、日数は変わらずに満遍なくという形に持つていけるとは思っております。そのように、整理させていただきたいと思っております。

甚野委員

年間の予定表を前年度の最終に出せると思いますので、その時に公民館の休館日がわかりますので利用者に関しても不具合は思いませんので、是非その方向でお願いしたいと思います。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第4号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

奥教育長

ご異議がございませんので、本議案は原案どおり承認することに決定しました。

その他で何かありませんでしょうか。

## 木ノ元学校教育課長

お配りしました報道提供資料案をご説明させていただきたいと思います。急遽決まりましたもので、小中学校で令和3年度からGIGAスクール構想のもと、一人一台パソコン端末を使用しました教育活動を新たに展開していくわけですが、ご家庭におけるインターネット環境も今後大事なウェイトを占めるようなところもありますので、そういったところを官民連携ということで民間会社様の協力もいただきながら、取組んでいくという趣旨で、今回、株式会社泉佐野モバイル様と株式会社ジェイコムウエスト様のご協力をいただきながら三者協定という形を取り交わすということで、ご報告をさせていただきたいと思います。今週の金曜日12日16時から協定締結式を行いと思っています。

資料2枚目に、先ほど申しあげました詳細が載っております。3枚目が、今回新たに協定しようとしている協定書の内容になります。第1条の目的から第6条まで概略的な、趣旨というところに含んで包括連携をするということで今回行っております。個別のこれから展開する連携内容につきましては、今後詳細をつめていくという形で、まずは、包括連携を締結させていただくということで考えております。

2枚目ですが、学校を通じて各保護者様に配布している文書をお示しさせていただいております。学校からは、ICTを活用した教育活動の推進についてご家庭での協力ということで、依頼をさせていただいております。まず1つ目に、今後教育活動の中で展開するために必要なソフトなのですが、G Suite for Educationのアカウントの同意をお願いしております。2つ目が、家庭でのインターネット接続可能な環境整備について、できる限りのご協力をお願いしておりますということで、今回初めて出させていただいております。

この協定の内容が、一番下の【プラン内容(案)】に反映しております。まず、取付工事をする場合について、税別で月額3,300円で、家庭で小中学校に在籍するお子様がおられましたら、この金額でジェイコムが対応すると。続きまして、工事ではなく、コンセントでの差し込みでのWi-Fiルーターでしたら、泉佐野モバイルさんと同じ額の月額3,300円で提供できるような形で、各家庭の経済的な負担を軽減できる形でお示しをしている次第です。

今後、新たな形で家庭への支援というところで、民間会社さんのノウハウをいただくことも必要になってくるかと思っておりますので、その都度、包括連携なり、協力関係のタグを組んで泉佐野市内の小中学校のICTを活用した教育活動を推進できる一つの施策ということで、行っていきたいと思っています。そのまず第一歩として、今週の12日に包括連携を行いますので、お知り置きいただければと思います。

私からの説明は以上です。

## 奥教育長

このことにつきまして、何かご質問ございませんか。

これからは、必須のものとなりますので、端末と環境はしっかり整えていくことは、行政の義務でございますけれども、家庭における活用についての通信料等については、原則、家庭において文房具等と同じようになっていきますので、ご家庭でご負担いただきたい。そのために、経済的な部分も配慮して、民間のジェイコムさんや泉佐野モバイルさんと協力しながら、家庭での活用環境を整えていきたいということでございます。



他にございませんか。

本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の3月の定例教育委員会会議は令和3年3月2日火曜日、午前10時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午前10時20分開会)